

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2020-62545(P2020-62545A)

【公開日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-016

【出願番号】特願2020-13766(P2020-13766)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月24日(2020.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域が形成された遊技盤を備え、前記遊技盤に植設された遊技釘によって前記遊技領域を流下する遊技球の流下方向が変化可能に構成された遊技機において、

前記遊技領域内に打込まれた遊技球を開口部より受入可能とされた受入口と、

上面を遊技球が転動可能な案内部材を遊技釘が植設される前記遊技盤の前面よりも前方の前記遊技領域内に突出可能な突出案内手段と、

を備え、

前記受入口の前記開口部は、遊技釘が植設される前記遊技盤の前面よりも前方に設けられており、

前記突出案内手段は、前記案内部材を前記案内部材の上面を遊技球が転動可能となる位置まで前記遊技領域内に突出させることで前記案内部材の上面と前記受入口の前記開口部を連通させ、前記案内部材の上面を転動する遊技球を前記受入口へ受け入れ可能とし、

前記案内部材が前記遊技領域内に突出させていない状態においては、前記受入口へ遊技球が受け入れられないように前記案内部材の上面と前記受入口の前記開口部が連通しないようにさせているとともに、前記開口部からの遊技球の受け入れを阻止するように前記開口部の前方に受入阻止部材を位置させている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記従来の遊技機によれば、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0007】**

手段1：遊技領域が形成された遊技盤を備え、前記遊技盤に植設された遊技釘によって前記遊技領域を流下する遊技球の流下方向が変化可能に構成された遊技機において、前記遊技領域内に打込まれた遊技球を開口部より受入可能とされた受入口と、上面を遊技球が転動可能な案内部材を遊技釘が植設される前記遊技盤の前面よりも前方の前記遊技領域内に突出可能な突出案内手段と、を備え、

前記受入口の前記開口部は、遊技釘が植設される前記遊技盤の前面よりも前方に設けられており、

前記突出案内手段は、前記案内部材を前記案内部材の上面を遊技球が転動可能となる位置まで前記遊技領域内に突出させることで前記案内部材の上面と前記受入口の前記開口部を連通させ、前記案内部材の上面を転動する遊技球を前記受入口へ受け入れ可能とし、

前記案内部材が前記遊技領域内に突出させていない状態においては、前記受入口へ遊技球が受け入れられないように前記案内部材の上面と前記受入口の前記開口部が連通しないようにさせているとともに、前記開口部からの遊技球の受け入れを阻止するように前記開口部の前方に受入阻止部材を位置させていることを特徴とする遊技機。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0008】**

上記構成によれば、遊技興趣の低下が抑制されうるようになる。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正6】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正7】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】